

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録 第十五号

昭和三十一年五月二十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事唐澤 俊樹君 理事小島 徹三君

理事林 博君 理事猪俣 浩三君

理事坂本 泰良君 理事坪野 米男君

上村千一郎君 小川 半次君

小金 義照君 竹山祐太郎君

千葉 三郎君 赤松 勇君

井伊 誠一君 志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 野本 品吉君

検事 平賀 健太君

(民事局長)

委員外の出席者

専門 員 櫻井 芳一君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

商業登記法案(内閣提出第一四六号)

(予)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

商業登記法案を議題とし、政府委員より逐条説明を聴取いたします。平賀民事局長。

○平賀政府委員 商業登記法案につきまして条文の御説明を申し上げます。お手元に商業登記法案条文説明資料を提出してございますので、それに基づきまして御説明いたします。

まず第一条から第三条まででございますが、これは登記所の管轄、事務の

委任及び事務の停止に関する規定でありまして、現行非訟事件手続法と同様の内容でございます。第四条は、登記事務の取り扱ひ者に関する規定で、その名称を登記官と改めました。これは非訟事件手続法と同様であります。第五条は、登記官またはその配偶者もしくは四親等内の親族が登記の申請人である場合、当該登記官が登記をするに、成年者二人以上の立ち会いを要することとし、登記事務の厳正な処理を期したものであります。

次は、第二章でございます。第六条から第九条まで、商業登記簿等の種類、登記簿等の持ち出し禁止及び登記簿が滅失し、または滅失するおそれがある場合に関する規定で、これも非訟事件手続法と同様の趣旨でございます。第十条から第十三条までは登記簿等の閲覧、謄抄本の交付等、印鑑証明及びこれらの手数料に関する規定で、非訟事件手続法と同様であります。

次は第三章の登記手続に関する規定であります。まず、第十四条は、非訟事件手続法第百四十七条によりまして、登記は原則として当事者の申請によることとしておりますが、法令の規定により官庁の嘱託によって登記する場合もかなりありますので、この法律案において、登記は、法令に別段の定めがなければ、当事者の申請または嘱託がなければすることができないものとしたいたしました。第十五条は、非訟事件手続法に

定がありませんので、その不備を補うため、この法律案においては、嘱託による登記について、申請による登記に関する規定を準用することとしたいたしました。第十六条であります。非訟事件手続法には、登記の申請について当事者またはその代理人が登記所に出席することを要する旨の規定がなく、商業登記規則によって定められておりますが、事務の重要性にかんがみて、この法律案においては、その旨を定めるとともに、官庁による登記の嘱託については、出頭を要しないこととしたいたしました。第十七条は、登記申請の方式に関する規定で、非訟事件手続法第百四十九条と同趣旨であります。第十八条は、非訟事件手続法では、代理人による登記の申請書の添付書面について規定がなく、商業登記規則によって定められておりますが、事務の重要性にかんがみまして、この法律案におきましては、代理人による登記の申請書には委任状その他代理人の権限を証する書面の添付を要する旨を規定いたしました。第十九条は、官庁の許可を要する事項の登記の申請書の添付書面に関する規定で、非訟事件手続法第百五十条ノ二と同趣旨であります。第二十条は、印鑑の提出に関する規定で、登記事務の簡素化のため、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、印鑑の提出を要しないこととしたいたしました。非訟事件手続法第百五十条ノ四と同趣旨であります。第二十一

条から第二十三条までは、申請書の受付、申請書などの受領証及び登記の順序に関する規定で、非訟事件手続法の規定がなく、商業登記規則で定められておりますが、事務の重要性にかんがみて、この法律案に規定を設けたものであります。第二十四条は、非訟事件手続法第百五十一条は、登記の申請が商法等の規定に適しないときは、申請を却下すべきものとしておりますが、この規定の解釈上疑問があり、登記官の審査権の範囲が明確に欠けますので、この法律案におきましては、却下事由を列挙し、登記官の審査権の範囲を明確にして、登記事務の処理の適正化及び申請人の便宜をはかることとしたいたしました。なお、第一号から第九号までは手続上の一般的な却下事由を、第十号は実体上の却下事由を、第十一号及び第十二号は本店移転等の登記の申請についての却下事由を、第十三号から第十六号までは商号の登記または仮登記の申請についての却下事由を、第十七号は登録税についての却下事由をそれぞれ規定したものであります。第二十五条であります。非訟事件手続法によると、登記すべき事項について訴えをもつてのみ主張することのできる無効または取り消しの原因がある場合に、その訴えがその提起期間内に提起されず、もはや無効または取り消しを主張することができなくなつたときも、その登記をすることができないというのですが、これでは登記と事実が符合しないこととなりますので、この法律案におきましては、右の

場合に登記をすることができるとして所要の手続を定めたのであります。第二十六条は、行政区画などの変更があった場合に、その変更による登記があったものとみなすもので、非訟事件手続法第百五十七条で準用する不動産登記法第五十九条と同趣旨であります。

次は、商号の登記に関する規定であります。第二十七条は、同一または類似の商号の登記の禁止に関する規定で、非訟事件手続法第百五十八条と同趣旨であります。第二十八条は、非訟事件手続法には、商号の登記の単位及び登記事項について規定がありませんが、これらは商号の登記の効力に関する重要な事項でありますので、この法律案におきましては、商号の登記は営業所ごとに行ふこととし、商号、営業の種類、営業所並びに商号使用者の氏名及び住所を登記事項としたいたしました。第二十九条は、非訟事件手続法には、商号の登記をした者が営業所を移転した場合及び営業の種類等を変更した場合の登記について規定がないので、この法律案におきましては、その不備を補って、営業所の移転、その他の登記事項の変更等の場合の登記について規定を設けました。第三十条は、商号の譲り受け及び相続による変更の登記の手続に関する規定で、非訟事件手続法第百六十一条第一項及び第二項と同趣旨であります。第三十一条、非訟事件手続法第百六十一条ノ二によると、営業の譲り受け人が譲り渡しの

債務について責任を負わない旨の登記の申請人は、譲り渡し人及び譲り受け人とされているが、この法律案においては、申請人の便宜のため、商号譲渡の場合と同様に譲り受け人の申請によることとした。第三十二条は、商号に関する登記を相続人が申請する場合の登記の申請書の添付書面に關する規定で、非訟事件手続法第六十二條第二項とは旨趣旨であります。第三十三條、商法第三十一條の規定により利害關係人が商号の登記の抹消を請求する場合の手続に關する規定で、非訟事件手続法第六十三條及び第六十四條と同趣旨であります。第三十四條は、会社の商号は、定款の記載事項となっており、その登記は、会社の登記の一部とされているため、自然人の商号の登記に關する規定をそのまま適用することができないので、この法律案においては、会社の登記については、第二十八條、第二十九條並びに第三十條第一項及び第二項の適用がないことを明らかにいたしました。第三十五條、会社が本店を移転しようとする場合、その移転の登記を妨害するため移転先の予定地でその会社の商号と同一または類似の商号を登記する事例がありますので、この法律案におきましては、このような妨害を事前に排除するため、会社は本店を移転しようとするときは、移転先の予定地の登記所で、商号の仮登記をすることができるとして、その登記事項を定めますとともに、この制度が乱用されることを防止するため、本店移転の登記をするまでの予定期間を三年以下とし、政令で定める額の金銭の供託を要することとした。第三十六條、商号の仮登記の

登記事項に変更を生じた場合に関する規定で、予定期間の伸長の登記をする場合には、政令で定める額の金銭の供託を要し、伸長の結果予定期間が三年を越えることはできないとし、会社の目的または本店に変更を生じたときは、その登記を申請すべきこととした。第三十七條、商号の仮登記の抹消に關する規定で、会社が商号を変更したときその他商号の仮登記の必要がなくなつたときは、商号の仮登記の抹消を申請すべきこととし、会社がその申請をしないときは、利害關係人が抹消の申請をすることができるとして、不必要な商号の仮登記が残らないようにいたしました。第三十八條、商号の仮登記に關する申請書の添付書面に關する規定であります。なお、仮登記の申請については、印鑑の提出を要しないこととした。第三十九條、商号の仮登記の効力に關する規定であり、商号の仮登記の規定の適用については、商号の登記と同様に取扱いが必要でありますので、これを商号の登記とみなすこととした。第四十條、商号の仮登記の職権抹消に關する規定であります。会社が予定期間内に本店移転の登記をしたとき、または会社が本店移転の登記をしないで予定期間が経過したときは、登記官は、職権で商号の仮登記を抹消しなければならないことといたしました。第四十一條は供託金の帰属に關する規定であります。会社は、予定期間内に本店移転の登記をした場合には、仮登記後その商号を変更した場合を除き、供託金を取り戻すことができるものとし、その他の場合には、仮登記が抹消されたときは、供託金は

国庫に帰属するものとして、仮登記制度の乱用の防止をはかりました。第四十二條、この法律案第二十七條及び第三十五條第二項に規定してあります商号の登記及び仮登記の効力の範圍は、商法第十九條に規定する商号の登記の効力の範圍と同じでありますので、その旨を明定いたしました。なお、商法第十九條の市町村につきましては、商法改正法律施行法第五條第二項の規定でありますので、この規定によつて、東京都の各区及び六大都市の各区がそれぞれ市とみなされております。

次は、未成年者及び後見人の登記に關する規定であります。まず第四十三條は、非訟事件手続法には、未成年者の登記の登記事項に關して規定がありませんが、事務の重要性にかんがみまして、この法律案におきましては、未成年者の氏名、出生の年月日及び住所、營業の種類並びに營業所を登記する事項とし、未成年者が營業所を移転した場合及び登記事項に変更を生じた場合について所要の規定を準用することとした。第四十四條から第四十七條までは、未成年者の登記の申請人及び添付書面に關する規定で、非訟事件手続法の不備を補つたものであります。第四十八條、非訟事件手続法には、後見人の登記の登記事項に關する規定がありませんが、事務の重要性にかんがみ、この法律案におきましては、後見人の氏名及び住所、無能力者の氏名及び住所、營業の種類並びに營業所を登記する事項とし、後見人が營業所を移転した場合及び登記事項に変更を生じた場合について所要の規定を準用してあります。第四十九條及び第五十

條は、後見人の登記の申請人及び添付書面に關する規定であります。非訟事件手続法の不備を補つたものであります。次は支配人の登記に關する規定であります。第五十一條、非訟事件手続法には支配人の登記の登記事項に關する規定がありませんが、事務の重要性にかんがみまして、この法律案におきましては、支配人の氏名及び住所、營業主の氏名及び住所、營業主が数個の商号を使用して数種の營業をするときは、支配人が代理すべき營業及びその使用すべき商号、支配人を置いた場所並びに共同支配に關する規定を登記事項とし、支配人を置いた營業所を移転した場合及び登記事項に変更が生じた場合につきまして、所要の規定を準用することとした。第五十二條、非訟事件手続法によると、会社の支配人の登記は、支配人登記簿にされるが、この法律案においては、登記簿の閲覧者の便宜を考慮し、会社の支配人の登記は、会社の登記簿にすることとし、これに伴ひまして、会社の登記簿に記載されている事項は、会社の支配人の登記の登記事項から除外することとした。第五十三條は会社の支配人の登記の申請書の添付書面に關する規定であります。非訟事件手続法の不備を補うとともに、会社の支店所在地においては、代表者の印鑑が提出されませんので、代表者の印鑑の証明書を申請書の添付書面といたしました。

次は合名会社の登記に關する規定であります。第五十四條、非訟事件手続法には、合名会社の登記の申請書の添付書面に關する通則を定めた規定がありません。しかるに、変更登記の申請書の添付書面に關する通則の規定である非訟事件手続法第八十條第二項の規定は明確を欠きますので、この法律案におきましては、申請書の添付書面に關する規定を明確に定めることとし、その通則として、登記すべき事項について総社員の同意またはある社員もしくは清算人の一致を要するときは、その同意または一致があつたことを証する書面の添付を要することとした。第五十五條、非訟法第七十九條第一項によると、合名会社の設立の登記は総社員の申請によることとされておりますが、この法律案では、手続を簡素化するため、合名会社の設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によることとする。申請書の添付書面に關して定められました。なお、変更の登記の申請人については、特に規定を置かないが、当然会社の代表者が会社を代表して申請することとなります。第五十六條は、支店の所在地に關する登記に關する規定であります。本店及び支店の所在地において登記すべき事項は、本店の所在地において登記された後に支店の所在地において登記されることとなりますので、手続の簡素化のため、支店の所在地における登記の申請については、当事者の出頭を要しないものとし、支店の所在地における登記の申請書の添付書面について非訟事件手続法第五十條ノ三と同趣旨の定めをし、支店設置など支店の所在地において初めて登記する場合における登記事項につき、非訟事件手続法の不備を補いました。第五十七條、非訟事件手続法によると、会社が本店を移転した場合には、旧本店

九十一条と同趣旨でありまして、第二項は、第二回以後の転換社債の払い込みによる変更の登記の申請書の添付書類に関する規定で、非訟事件手続法第九十八条第二項の趣旨をこの登記について明らかにしたものであります。

第九十条及び第九十一条、合併による変更または設立の登記の申請書の添付書類に関する規定で、第六十七條、第六十八條及び第六十九條について述べたのと同様の理由により同様の書面を加えたほかは、非訟事件手続法第九十三條ノ二または第九十三條ノ三と同趣旨であります。第九十二條は、合名会社の登記に関する規定中所要の規定を株式会社について準用したものであります。第九十三條、株式会社から有限会社に組織を変更した場合の有限会社についてする登記の申請書の添付書類に関する規定でありまして、取締役などの就任承諾書を加えたほかは、非訟事件手続法第九十五條ノ三第二項と同趣旨の定めをしますとともに、右の場合について所要の規定を準用したものであります。

次は、有限会社の登記に関する規定であります。第九十四條は、有限会社の登記の申請書の添付書類に関する通則を定めたものでありまして、第五十四條について述べたのと同様の理由によりまして、登記事項について社員総会の議事録あるいはある取締役もしくは清算人の一致があったことを証する書面の添付を要することとしたしました。第九十五條は、設立の登記の申請書の添付書類に関する規定で、取締役などの就任承諾書を加えたほかは、非訟事件手続法第二百一十一條ノ四第二項と同趣旨であります。第九十六條

は、資本増加による変更の登記の申請書の添付書類に関する規定で、非訟事件手続法第二百一十一條ノ六と同趣旨であります。第九十八條及び第九十九條であります。合併による変更または設立の登記の申請書の添付書類に関する規定で、第六十七條及び第六十八條について述べたのと同様の理由により、同様の書面を加えたほかは、非訟事件手続法第二百一十一條ノ八または第二百一十一條ノ九と同趣旨であります。第二百一十二條は、継続の登記の申請書の添付書類に関する規定でありまして、非訟事件手続法第二百一十一條ノ十と同趣旨であります。第二百一十一條、株式会社の登記に関する規定中所要の規定を、有限会社について準用したものであります。第二百一十二條、有限会社が株式会社に組織を変更した場合の株式会社にいてする登記の申請書の添付書類に関する規定で、取締役などの就任承諾書を加えたほかは、非訟事件手続法第二百一十一條ノ十二第二項と同趣旨の定めをしますとともに、この場合について所要の規定を準用したものであります。

次は、外国会社の登記に関する規定であります。第二百一十三條、外国会社の登記の申請人に関する規定であります。第二百一十四條、非訟事件手続法第二百一十二條第一項及び第二百一十四條第一項と同趣旨であります。第二百一十五條は、外国会社の営業所の設置の登記の申請書の添付書類に関する規定で、非訟事件手続法第二百一十二條第一項及び第二項と同趣旨の定めをしますとともに、手続の簡素化をしますため、日本に二つ以上の営業所を設置する外国会社が他の登記所の登記簿の謄本で当該営業所を設置した旨の記載があるものを添付したときは、第一

一項の書面の添付を要しないこととしたしました。第二百一十五條は、外国会社の變更登記の申請書の添付書類に關し、非訟事件手続法第二百一十四條第二項と同趣旨の定めをしますとともに、手続を簡素化しますため、前条第二項と同様の定めをいたしております。第二百一十六條、非訟事件手続法には、外国会社がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の登記の申請書の添付書類に関する規定がありませんが、この場合には、旧所在地において登記をした後新所在地において登記することが適當でありますから、この法律案におきましては、新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面の添付を要することとしたしました。

〇高橋委員長 御異議ありませんと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇高橋委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

次会は来る二十八日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十七分散會

〇高橋委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

再審制度に関する件について参考人の出頭を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、日時は来る三十一日とし、人数及び人選は委員長に御一任願いた

法務委員会議録第十二号中正誤

ページ	段行	誤	正
一三八	ある者	ある物	
二二〇	第二條第三	第二條は、	
三三〇	以外の物の	以外の者の	
四三〇	取り扱	取り扱	